

職員の競争試験及び選考の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 12 号

職員の競争試験及び選考の委任に関する規則の一部を改正する規則

職員の競争試験及び選考の委任に関する規則（昭和 32 年岩手県人事委員会規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(採用のための選考の委任)</p> <p>第 3 条 規則第14条に規定する選考により採用できる職のうち、次に掲げる職への採用のための選考の実施は、任命権者に委任する。</p> <p>(1) 職務の級における次の職（アからオまで、キ及びクに掲げる職のうち、当該職が初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年岩手県人事委員会規則第12号）第 3 条第 2 項の規定により定める級別職務区分表又は医療局若しくは企業局の企業職員について人事委員会が定める級別職務区分表（以下「級別職務区分表」という。）において次のアからオまで、キ及びクの各区分に掲げる職務の級の最上位の級より上位の級に区分されている職であるものを除く。）</p> <p>ア 行政職給料表の職務の級 <u>3 級、4 級、5 級、6 級及び 7 級</u> の職</p> <p>イ 公安職給料表の職務の級 <u>5 級及び 6 級</u> の職</p> <p>ウ～ケ [略]</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>(昇任のための選考の委任)</p> <p>第 4 条 規則第15条に規定する選考により昇任させることができる職のうち、次に掲げる職（第 1 号から第 8 号までに掲げる職のうち、当該職が級別職務区分表において次に掲げる職務の級の最上位の級より上位の級に区分されている職であるものを除く。）への昇任のための選考の実施は、任命権者に委任する。</p> <p>(1) 行政職給料表の職務の級 <u>2 級、3 級、4 級、5 級、6 級、7 級、8 級及び 9 級</u> の職</p> <p>(2) 公安職給料表の職務の級 <u>2 級、3 級、4 級、5 級、6 級、7 級及び 8 級</u> の職</p> <p>(3)～(9) [略]</p>	<p>(採用のための選考の委任)</p> <p>第 3 条 規則第14条に規定する選考により採用できる職のうち、次に掲げる職への採用のための選考の実施は、任命権者に委任する。</p> <p>(1) 職務の級における次の職（アからオまで、キ及びクに掲げる職のうち、当該職が初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年岩手県人事委員会規則第12号）第 3 条第 2 項の規定により定める級別職務区分表又は医療局若しくは企業局の企業職員について人事委員会が定める級別職務区分表（以下「級別職務区分表」という。）において次のアからオまで、キ及びクの各区分に掲げる職務の級の最上位の級より上位の級に区分されている職であるものを除く。）</p> <p>ア 行政職給料表の職務の級 <u>2 級、3 級、4 級及び 5 級</u> の職</p> <p>イ 公安職給料表の職務の級 <u>4 級及び 5 級</u> の職（<u>警部の職に限る。</u>）</p> <p>ウ～ケ [略]</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>(昇任のための選考の委任)</p> <p>第 4 条 規則第15条に規定する選考により昇任させることができる職のうち、次に掲げる職（第 1 号から第 8 号までに掲げる職のうち、当該職が級別職務区分表において次に掲げる職務の級の最上位の級より上位の級に区分されている職であるものを除く。）への昇任のための選考の実施は、任命権者に委任する。</p> <p>(1) 行政職給料表の職務の級 <u>2 級、3 級、4 級、5 級、6 級及び 7 級</u> の職</p> <p>(2) 公安職給料表の職務の級 <u>2 級、3 級、4 級、5 級、6 級及び 7 級</u> の職</p> <p>(3)～(9) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。